

2025 年（令和 7 年）5 月 12 日
日本空港ビルディング株式会社

国土交通省からの嚴重注意について

本日、羽田空港内マッサージチェアの設置・運営を巡る一連の不適切な行為に関しまして、国土交通省より行政指導にあたる嚴重注意を受けたことをご報告いたします。

特別調査委員会による調査報告書において、今回の事案は、下記のとおり、当社のコンプライアンス基本指針に反する極めて不適切なものであったことが確認されました。

- ・ 羽田空港のマッサージチェア事業において、特定の個人に利益を与える目的で契約相手を選定・変更したと評価される行為があったこと
- ・ 2016 年の税務調査後も、特定の個人が利益を得る構図を維持し、租税回避と見なされかねない不適切な行為を経営者自らが行っていたこと
- ・ 合理的な理由なく取引先に商流変更や契約終了を要請し、健全な商習慣に反していたこと
- ・ 長年の人的関係のみを理由に、特定の個人の利益のため特定事業者を取引に介在させるよう要求するなど、「公共性と企業性の調和」を経営の基本理念とする上場企業の経営者として極めて不適切であること

国土交通省から本件について、空港機能施設事業に直接かかわる事案ではないものの、公共性の高いインフラの一翼を担う当社が空港ターミナル内において長年にわたり不適切な行為を続けてきたことは、コンプライアンス意識の欠如であるとともに、それを確保するコーポレートガバナンスが機能不全を来しており、空港利用者の信頼を損なうものと言わざるを得ず、誠に遺憾であるとのこと指摘をいただきました。また、今後、同様の事態が生ずることのないよう嚴重注意と再発防止策の実施状況について継続的に報告するよう要請を受けました。

当社は特別調査委員会による調査結果と国土交通省からのご指摘を厳粛に受け止め、委員会からの提言を踏まえた再発防止策の実行に全力を挙げて取り組んでまいります。

併せて、役員および従業員のコンプライアンス意識とコーポレートガバナンス体制をより一層強化し、皆さまからの信頼回復に誠心誠意努めてまいります。

再発防止策の実施状況については、国土交通省に対して継続的に報告を行ってまいります。

このたびの事案により、空港をご利用の皆さまをはじめ、お取引先、株主、関係者の皆さまに、多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

以上